

第 6 8 号議案

足立区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の給料の特例に関する条例

( 区長等の給料月額 )

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例 ( 昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号。以下「条例」という。 ) 第 2 条の規定にかかわらず、区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の月額は、条例別表第 1 に掲げる区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額からその 1 0 分の 1 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、条例第 4 条及び足立区長等の退職手当に関する条例 ( 昭和 3 4 年足立区条例第 4 号 ) 第 3 条の規定の適用については、この限りでない。

( 端数計算 )

第 2 条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行し、同月 3 1 日限り、その効力を失う。

( 提案理由 )

区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額を減額する必要がある  
ので、この条例案を提出いたします。